

みよし市不燃物埋立処分場 個別施設計画

令和 8 (2026) 年 3 月

みよし市
市民経済部生活環境課

目 次

1. 計画の目的、位置付け等.....	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 計画の位置付け.....	1
(3) 対象施設.....	2
(4) 計画期間.....	2
2. 対策の考え方.....	2
(1) 実施方針.....	2
①統廃合等の方針.....	2
②点検・診断等の方針.....	2
③更新及び修繕の方針.....	3
(2) 対策の優先順位.....	4
3. 個別施設の状態等.....	5
(1) 劣化状況.....	5
(2) 利用状況.....	5
(3) 改修履歴.....	5
4. 対策内容及び実施時期.....	6
5. 対策費用.....	6

1. 計画の目的、位置付け等

(1) 計画の目的

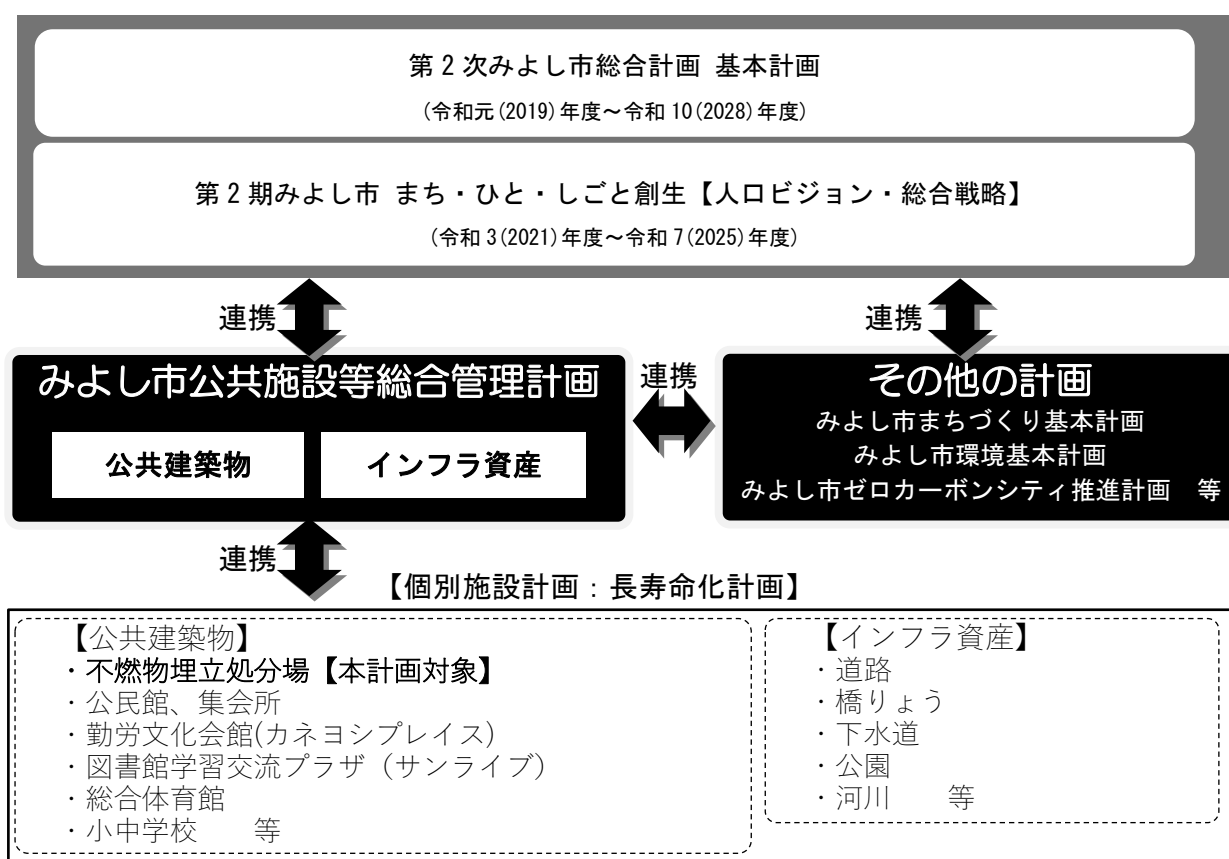
不燃物埋立処分場は、家庭から排出されるコンクリートがらのみを対象とする最終処分場です。

本計画は、施設の老朽化が進行する中で、安全性の確保と維持管理コストの最適化を図ることを目的としています。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「みよし市公共施設等総合管理計画」に基づいた計画として、国の「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の体系における個別施設計画に位置付けられます。

図1 みよし市における個別施設計画の位置づけ



(3) 対象施設

本計画の対象施設としては、ポンプ小屋 1 棟、管理棟 1 棟の総延床面積 23.58 m²を対象とします。

所在地：みよし市福谷町大坂 1 番地

表 1 対象施設

施設名	棟名	延床面積	建設年度	構造	階数	築年数	備考
不燃物埋立処分場	管理棟	17.94 m ²	昭和 60(1985)年度	S	1	41 年	
不燃物埋立処分場	ポンプ小屋	5.64 m ²	昭和 61(1986)年度	CB	1	40 年	
計		23.58 m ²					

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、初年度を令和 8(2026)年度とし、最終年度を上位計画であるみよし市公共施設等総合管理計画の最終計画期間である令和 47(2065)年度とする 40 年間を計画期間とし、5 年ごとに施設の劣化状況等を考慮し、計画の見直しを実施します。

令和 8(2026)年度～令和 47(2065)年度

2. 対策の考え方

(1) 実施方針

①統廃合等の方針

不燃物埋立処分場は市内で唯一の一般廃棄物処理施設であり、家庭から排出されるコンクリートがらのみを対象とする最終処分場であるため現状を維持していきます。

②点検・診断等の方針

屋根・外壁の劣化調査で危険性が高い(D判定)と診断された施設はないものの、危険性がある(C判定)とされており維持修繕等の対策を講じます。

③更新及び修繕の方針

1) 更新

ア 更新時期

「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会 昭和 63(1988)年」に基づき、普通品質の場合の目標耐用年数の最大値である 80 年と仮定します。

表 2 公共建築物の目標耐用年数

構造	目標耐用年数				法定耐用年数
	構造種別	代表値	範囲	下限値	
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造（重量鉄骨）	高品質の場合	100 年	80～120 年	80 年	30～50 年
	普通の品質の場合	30～50 年	50～80 年	50 年	

イ 更新単価

更新単価は、総務省による下表の単価を基本にしますが、更新時期が近づいている施設については、個別に設計等により算定された更新単価を用いて、更新費用の試算を行います。

表 3 公共建築物の更新単価

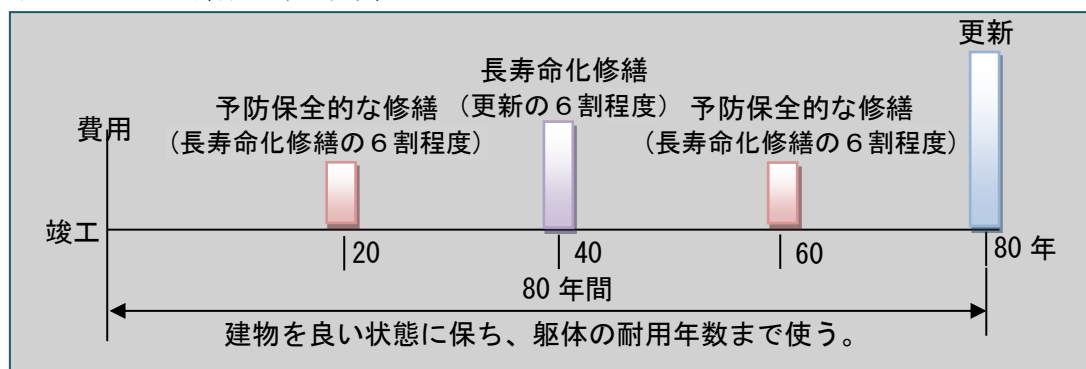
区分	更新（建替え）
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、病院施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設 処理施設、下水道施設、その他	36万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園施設	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡

2) 修繕

ア 修繕時期

修繕時期は、「平成 27(2015)年 4 月 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引 文部科学省」の考え方に基づき、予防保全的な修繕を竣工から 20 年と 60 年で実施するとともに、長寿命化修繕を竣工から 40 年で実施することを基本としますが、本計画では、各施設の劣化状況等の実情に応じて、適切な修繕時期を設定していきます。

図 4 公共建築物の長寿命化のイメージ



出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27(2015)年 4 月 文部科学省）」を基に作成

イ 修繕内容

ア) 予防保全的な修繕

経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させる目的で行います。

イ) 長寿命化修繕

躯体の健全性の確認（コンクリートの中酸化状況、鉄及び木部の腐食状況の確認）とともにライフラインの更新及び修繕時点での技術革新（省エネ化、断熱化等）を取り入れた改修を行い、機能の向上を含めた目的で行います

ウ 修繕単価

予防保全的な修繕及び長寿命化修繕の単価については、総務省による下表の単価を基本としますが、日常点検による劣化状況等により、個別に修繕の設計がされている施設については、その単価を用いて修繕費用を試算します。

表4 公共建築物の修繕単価

区分	予防保全的な修繕	長寿命化修繕
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、病院施設	15 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、処理施設、下水道施設、その他	12 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園施設	10 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	10 万円/㎡	17 万円/㎡

（２）対策の優先順位

劣化調査結果を踏まえ、屋根・外壁・機械設備（空調設備）・電気設備（電力設備）についてD判定・C判定となった場合には、以下のような優先レベルで実施を検討するものとします。

表5 部位別の優先順位

優先レベル	内容	想定実施年度
レベル1	屋根・外壁・機械設備（空調設備）・電気設備（電力設備） D判定	初年度
レベル2	内装・機械設備（空調設備以外）・電気設備（電力設備以外） D判定	2～3年度以内
レベル3	屋根・外壁・機械設備（空調設備）・電気設備（電力設備） C判定	3～5年度以内
レベル4	機械設備（空調設備以外）・電気設備（電力設備以外）・内装 C判定	5年度～

※各レベルは、内容に記載のいずれかの設備が、D判定又はC判定になった場合に該当します。

※想定実施年度については、基本的な考え方を示すものであり、実際の実施時期については、長寿命化修繕等の実施時期及び日常点検結果等を踏まえて、計画していきます。

3. 個別施設の状態等

(1) 劣化状況

令和 6 (2024) 年度に実施した劣化調査結果等をもとに、棟別の劣化判定を整理すると表 6 のようになっています。

不燃物埋立処分場は、建築後 30 年以上が経過しており、経年劣化により老朽化していますが、職員が常駐しておらず、建物には利用者が出入りすることもないことから、標準的な修繕内容に捉われず、施設の維持管理に必要な最低限の修繕実施を検討していきます。

表 6 棟別劣化状況

施設名	棟名	劣化判定					優先レベル
		屋根	外壁	内装	機械設備	電気設備	
不燃物埋立処分場	管理棟	C	C	B	B	B	
不燃物埋立処分場	ポンプ小屋	C	B	B	B	B	

(2) 利用状況

表 7 不燃物埋立処分場利用件数

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
	年間	年間	年間
利用件数	41 件	28 件	24 件

(3) 改修履歴

不燃物埋立処分場は過去の改修履歴はありません。

4. 対策内容及び実施時期

管理棟は令和 8 (2026) 年度、ポンプ棟は、令和 9 (2027) 年度に長寿命化修繕の標準実施時期が到来しますが、日常点検の結果により、現時点での使用に支障はありません。

また、不燃物埋立処分場は、利用形態を考慮し、事後保全型修繕により維持管理を行っていきます。不具合が生じ、修繕の必要が生じた場合は、内容に応じて適切に対応していきます。

表 9 棟別対策内容実施時期（青色部分が計画期間内での実施内容）

施設名	棟名	予防保全的な修繕①	長寿命化修繕	予防保全的な修繕②	更新
不燃物埋立処分場	管理棟	—	—	—	令和 50 (2068) 年度
不燃物埋立処分場	ポンプ小屋	—	—	—	令和 50 (2068) 年度

表 10 5 年間の対策実施時期

施設名	棟名	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
不燃物埋立処分場	管理棟	—	—	—	—	—
不燃物埋立処分場	ポンプ小屋	—	—	—	—	—

5. 対策費用

不燃物埋立処分場は、事後保全型により修繕を行っていくため、修繕の必要が生じた際は、必要に応じて本計画を改定し、対策を行っていきます。

表 11 40 年間の棟別対策内容別費用

単位：千円

施設名	棟名	更新	長寿命化修繕	予防保全的な修繕①	予防保全的な修繕②	計画期間内費用
不燃物埋立処分場	管理棟	0	0	0	0	0
不燃物埋立処分場	ポンプ小屋	0	0	0	0	0

表 12 棟別直近 5 年間の対策費用

単位：千円

施設名	棟名	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
不燃物埋立処分場	管理棟	0	0	0	0	0
不燃物埋立処分場	ポンプ小屋	0	0	0	0	0

表 13 各施設管理方針表（上段：コスト、下段：複合化等検討事項）

単位：千円

施設名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	計	
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42	R43	R44	R45	R46	R47		
不燃物 埋立処 分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事後保全型により維持管理・必要に応じて修繕を実施。																																									